

---

研究ノート

---

## 受刑者の通信の秘密をめぐって

—東京地裁平成 21 年 4 月 20 日判決を中心に—

澤 登 文 治

- 一 「監獄法」と「刑事収容法」における受刑者の「通信の秘密」
- 二 「監獄法」の下における判例
- 三 「刑事収容法」の下における裁判例
- 四 「監獄法」と「刑事収容法」の下における事案の相違
- 五 「信書検査」と「書信表」との区別
- 六 「東京地裁平成 21 年 4 月 20 日判決」の特異性
- 七 結 語

平成 17 年に「監獄法」が廃止され、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年 5 月 25 日法律第 50 号）」（＝「刑事収容法」）が制定されたことに伴い、受刑者の自由・権利のあり方や内容が変化することになった。特に面会、信書の発受および電話による通信など、外部交通について、刑事収容法 110 条は、「適正な外部交通が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものである」とし、外部との交流を刑事施設が認めることに積極的であるべきことを前提とし、したがって、その制限については「改善更生・円滑な社会復帰に資する」という事実「留意」することを要求している（同条）。つまり、「刑事収容法」の制定に伴い、信書の発受に関する考え方も実務も、変化することが期待されるようになったのである。

そこで、本稿では、憲法 21 条 2 項が保障する「通信の秘密」をめぐり、「刑事収容法」制定前と後の新旧の裁判例を検討することで、裁判所の、受刑者の通信の秘密の制限に関して、その判断枠組みに変化がもたらされたのか否かを探りたいと思

う。そのためにまず、受刑者の「通信の秘密」に関する、「監獄法」の下での最高裁判例を概観し、その判断枠組みがどのようなものであったのかについて明確にし、ついで「刑事収容法」の下において裁判所の判断枠組みがどのように変化したのかを検討するために、最近の事例を含む裁判例を検討する。そこで明確になるのは、下級審の間で揺らぎが生じている事実であるが、そのことについていかに考えるべきか検討する。これらの検討を通じて、「刑事収容法」における受刑者の「通信の秘密」、特に信書の発受に関する制限について、今後、どのような基本的態度で臨むべきかについて考察する。

以下本稿では、まず、「監獄法」および現行の「刑事収容法」の下における、「通信の秘密」に関する条文の相違を確認し、ついで「監獄法」の下で受刑者等の通信の秘密が問題となった判例を整理する。そしてその後、現行「刑事収容法」の下で、受刑者の信書発受をめぐる問題とされた裁判例を検討し、最後に現行法での裁判例の基本的枠組みはどのようなものであるべきかについて考察する。

## 一 「監獄法」と「刑事収容法」における 受刑者の「通信の秘密」

「監獄法」は、第46条において、受刑者の信書の発受について以下のように規定し、未決を含む「在監者」一般の信書発受は「許可」としつつ（第1項）、「受刑者」については、特別の必要性がある場合以外、その信書の発信の相手方および発信者を親族に限定する制限を課すこと（第2項）を明らかにしている。すなわち、

第46条 1 在監者ニハ信書ヲ発シ又ハ之ヲ受クルコトヲ許ス

2 受刑者及ビ監置ニ処セラレタル者ニハ其親族ニ非サル者ト信書ノ発受ヲ為サシムルコトヲ得ス但特ニ必要アリト認ムル場合ハコノ限りニ在ラス

さらに、第47条1項では、受刑者の行う、それら基本的に親族との間における信書についても、信書の検査を行い、内容等が不相当であると認められる信書については、発受を不許可とすると定める。すなわち、

第47条 1 受刑者及ビ監置ニ処セラレタル者ニ係ル信書ニシテ不相当ト認ムルモノハ其発受ヲ許サス

このように、「監獄法」の通信に関する2箇条は、受刑者の信書発受に関して、

相手方等対象者の範囲と信書の内容に対して制限を可能としていた。

他方、「刑事収容法」は、第126条以下で信書発受について規定し、第126条では明示的な禁止該当の場合を除き、原則として、親族のみならず、それを含む「他の者」との信書発受の自由を認めるとする。ただし、規律・秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施のために、例外的に、信書の検査を行い、受刑者の通信の秘密およびプライバシーを制約することを認めている（第127条）。

（発受を許す信書）

第126条 刑事施設の長は、受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この目において同じ。）に対し、この目、第148条第3項又は次節の規定により禁止される場合を除き、他の者との間で信書を発受することを許すものとする。

（信書の検査）

第127条 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員に、受刑者が発受する信書について、検査を行わせることができる。

さらに、信書の検査について、列記された特定の性質を有するものについては、「必要な限度」を越えてはならないことを明示し、それら信書に関する保護を法律上、承認している（第127条2項）。

第127条2項 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第3号に掲げる信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 一 受刑者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書
- 二 受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書
- 三 受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。以下この款において同じ。）との間で発受する信書

また、同法128条および129条は、信書発受を禁止する場合および差し止める場合について、限定的に明示または列記をし、この法律によって定められた特定の場合にしか、禁止および差し止め処分を行うことができないとすることで、通信の自由を少なくとも法律上は、「監獄法」の下においてと比較すると、相当広範囲に容認

するようになったと言えよう。

(信書の発受の禁止)

第 128 条 刑事施設の長は、犯罪性のある者その他受刑者が信書を発受することにより、刑事施設の規律及び秩序を害し、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者（受刑者の親族を除く。）については、受刑者がその者との間で信書を発受することを禁止することができる。ただし、婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受する場合は、この限りでない。

(信書の内容による差止め等)

第 129 条 刑事施設の長は、第 127 条の規定による検査の結果、受刑者が発受する信書について、その全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合には、その発受を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができる。同条第 2 項各号に掲げる信書について、これらの信書に該当することを確認する過程においてその全部又は一部が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合も、同様とする。

- 一 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものであるとき。
  - 二 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。
  - 三 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。
  - 四 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。
  - 五 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。
  - 六 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、受刑者が国又は地方公共団体の機関との間で発受する信書であってその機関の権限に属する事項を含むもの及び受刑者が弁護士との間で発受する信書であってその受刑者に係る弁護士法第 3 条第 1 項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものについては、その発受の差止め又はその事項に係る部分の削除若しくは抹消は、その部分の全部又は一部が前項

第1号から第3号までのいずれかに該当する場合に限り、これを行うことができる<sup>1)</sup>。

## 二 「監獄法」の下における判例

以上のように、新旧の法律条文を確認すると、条文数においても内容においても相当の相違が生まれることになり、現行法である「刑事収容法」の下での信書の発受に関しては、「監獄法」に比して、相当広範囲に発受が認められ、制限を受ける場合が明示的に法定され、その意味で施設の長の裁量範囲が狭められたものと考えられる。

それではつぎに、「監獄法」の下における受刑者の通信の秘密に関連するいくつかの判例を確認し、これらと「刑事収容法」の下における裁判例とを比較するための前提作業とする。その上で、裁判所における受刑者の通信の自由に関する問題の捉え方の変化を検討していきたいと思う。

(1) 最高裁平成10年4月24日(第二小法廷)判決<sup>2)</sup>では、兄との間で発受された信書の一部が抹消された事案について、「監獄内の規律及び秩序の維持に障害を生ずること並びに受刑者の教化を妨げることを理由とする新聞記事、機関紙の記事、上告人の受信した信書及び上告人の発信した信書の一部抹消が違法なものとはいえないとした原審の判断は、是認することができ、その過程に所論の違法はない」とし、問題となった信書の一部抹消による制限を認めている。そして、この結論は、最高裁判所大法廷判決(最高裁昭和40年(オ)第1425号同45年9月16日判決・民集24巻10号1410頁、前示昭和58年6月22日判決)の趣旨に徴して明らかであるとする。ところがこの大法廷判決は、いわゆる「よど号ハイジャック記事抹消事件」であり、未決拘禁者の、それも新聞記事閲覧に対する制限である。そこで、この事件と、親族とその受刑者との間の信書とを接続する判例として、さらに最高裁がこの事件で引き合いに出しているのは、最高裁平成3年(オ)第804号同5年9月10日第二小法廷判決・裁判集民事169号721頁である。しかしこの判例も、未決拘禁者ではなく受刑者に関するものではあるが、やはり図書閲覧制限について容認した事例であって、親族からの信書に対する制限ではない。このことについて同判決は、単に前記二つの最高裁判例に「徴して明らか」とするのみである。つまり本件では、そのような外部との接触について信書と図書新聞などの出版物とを区別

することなく、その制限の正当性審査について、「よど号最高裁判決」で採用された「相当の蓋然性」の基準を用いているのである。「相当の蓋然性」の基準は、「監獄内における規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる相当の蓋然性」がある場合に限って、閲読を不許可とすることが認められるとするもので、「よど号最高裁判決」では、つぎのような文言でこれを採用した。つまり、「閲読を許すことにより右の規律及び秩序が害される一般的、抽象的なおそれがあるというだけでは足りず、被拘禁者の性向、行状、監獄内の管理、保安の状況、当該新聞紙、図書等の内容その他の具体的事情のもとにおいて、その閲読を許すことにより監獄内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められることが必要であり、かつ、その場合においても、右の制限の程度は、右の障害発生の防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまるべきものと解するのが相当」である。

要するに、「よど号最高裁判決」は、「相当の蓋然性」基準を採用して、監獄法46条を限定解釈することで違憲との判断を避けたわけだが、この基準の採用を、未決の被收容者に関してだけでなく、受刑者に及ぼすとともに、新聞記事等の閲覧に関する制限だけでなく、受刑者と親族との間の信書の発受に対する制限についても利用し、一定の厳格な審査基準の下でのみ制限が認められるとして、監獄法46条を救済したのが本判決であった<sup>3)</sup>。

(2) 最高裁平成18年3月23日(第一小法廷)判決<sup>4)</sup>では、受刑者から新聞社への信書の発信につき不許可とされた事案について、当該熊本刑務所長は、その裁量権の範囲を逸脱し、または裁量権を濫用したものとして、監獄法46条2項の規定の適用上違法であるのみならず、国家賠償法1条1項の規定の適用上も違法とされた。そしてその理由において、先の「よど号最高裁判決」の「相当の蓋然性」の基準に酷似した基準を、今度は受刑者と親族以外の者との信書による通信の制限の場合に当てはめている。すなわち、「受刑者の性向、行状、監獄内の管理、保安の状況、当該信書の内容その他の具体的事情の下で、これを許すことにより、監獄内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者の改善、更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められる場合に限って、これを制限することが許されるものというべきであり、その場合においても、その制限の程度は、上記の障害の発生防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまるべきものと解するのが相当」であると。そして本件において、熊本刑務所長は、そのような「相当の蓋然性」の有無について何ら判断することなく不許可処分

を出したため、裁量権の逸脱または濫用の存在を最高裁は認めたのである。

要するに本件では、昭和58年「よど号最高裁判決」の下で採用された「相当の蓋然性」の基準は、受刑者の親族以外の者との間での信書発受についても適用が認められるものと判断したのである<sup>5)</sup>。

(3) 名古屋地裁平成19年7月13日判決<sup>6)</sup>においては、名古屋刑務所への移送前の収容施設である名古屋拘置所に対して、自己の日用品の滞留に関する問い合わせを、二度にわたって信書ですることについて、名古屋刑務所長は二度目の問い合わせを不許可とし、それとともに、この件に関連して発送しようとした友人宛ての信書についても発信不許可としたが、原告であるこの受刑者の性向等具体的情況の下で、原告の信書の発信を許すことにより、刑務所内の規律及び秩序の維持等の点において、放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があるかどうかについて考慮せずに、信書の発信を不許可とする処分をしたことは明らかであり、名古屋刑務所長が行った不許可処分は、その裁量権の範囲を逸脱し、または裁量権を濫用したものであるとし、原告の請求を一部認容した。この判決において名古屋地裁は、明示的に、先の最高裁平成18年3月23日判決を引用し、「相当の蓋然性」を基準に判断するとしている。すなわち、「受刑者のその親族でない者との間の信書の発受は、受刑者の性向、行状、監獄内の管理、保安の状況、当該信書の内容その他の具体的事情の下で、これを許すことにより、監獄内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者の改善、更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性がある」と認められる場合に限って、これを制限することが許されるものというべきであり、その場合においても、その制限の程度は、上記の障害の発生防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまるべきものと解するのが相当であると。

以上のように、「監獄法」の下における信書等の発受に関する諸判決では、「よど号最高裁判決」で採用された「相当の蓋然性」基準を、未決拘禁者から受刑者に広げると同時に、新聞等の閲覧制限においてばかりではなく、親族や友人その他の者との信書の発受に関する制限の基準としても適用することが可能であるとして、対象を広げてきたのである。これにより、監獄法46条の信書発受の原則許可制（第1項）、および、発受の相手方を親族のみに限定する制限規定（第2項）を合憲的に限定解釈することを通じて、同法46条の合憲性を確認したのである<sup>7)</sup>。

それではつぎに、平成19年の「刑事収容法」の施行後に提起されてきた事案に

関して検討を進め、「監獄法」の下で確立された「相当の蓋然性」の基準の適用状況がどのように変化したのかについて考察していきたい。

### 三 「刑事収容法」の下における裁判例

「監獄法」の改正を受けて、受刑者の信書発受に関して「刑事収容法」は、第126条で親族に限らず広く「他の者」との信書による通信を認める一方、第127条1項では、「刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合に」信書の検査を認めている。さらに、「信書検査」の結果、第129条に定める六つの号いずれかに該当する場合には、「発受を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができる」と定め、これら明示的な項目に該当する場合に、発受の差し止め、削除、抹消の制限の可能性を認める。また、第128条においては、特に、「犯罪性のある者その他受刑者が信書を発受することにより、刑事施設の規律及び秩序を害し、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者」について規定し、これらに該当する者の信書発受を「禁止することができる」とし、「禁止」という強力な制限について、法的根拠を付与している。

いずれにしても、制限の対象および要件などを明文化し、主として、「刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合」を、諸制限の要件としている。これをめぐっていかなる事件が争われてきたか、以下見ていこう。

#### (一) 「書信表」に関する事件：その1

① 東京地裁平成20年4月18日(平成19年(ワ)22822号損害賠償請求事件)

##### 〈事実の概要〉

懲役刑受刑者である原告Xは、収容されている刑務所における、同刑務所職員  
の違法行為を理由として国家賠償法1条1項に基づき損害賠償請求(訴額300万円)  
を提起するとともに、「訴訟上の救済の付与申立て」(民事訴訟法82条)をした  
(訴訟提起手数料2万円)。被告国Yは、同申立事件について、裁判所に対して、平  
成19年7月9日付で「意見書」を提出し、Xには訴訟に必要な資力のある旨主張

すると同時に、それを疎明するため「書信表」を、必要個所以外すべて黒塗りにした上で、提出した。この行為により、Xは損害200万円を蒙ったとして、Yに対して損害賠償請求を提起した。なお、「書信表」とは、同刑務所が受刑者の信書発受に関して作成するA4サイズの10行余りの表であり、① 検査の通し番号、② 原告発送に係る信書の発送日又は原告受信に係る信書の交付日、③ 信書の要旨、④ 発受信者の身上及び原告との関係、⑤ 信書の種類等が記載された文書である<sup>8)</sup>。

〈Xの主張〉

Xが父に宛てて、平成18年8月10日に発信した信書（以下「本件信書」という。）の要旨を記載した本件「書信表」の内容をみだりに公開されない利益は、憲法21条2項後段で定める通信の秘密により保障されている。また、本件「書信表」に記載された内容は、Xのいわゆるプライバシーに当たり、本件「書信表」の記載内容のみだりに開示されないことは、憲法〔13条〕により保護された利益である。

さらに、刑事収容法127条1項における「信書検査」に関して、刑事収容施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処置の適切な実施のために、例外的に被収容者の通信の秘密及びプライバシーを制約する信書の検査をすることを認めているが、上記以外の目的で通信の秘密を侵すことは、職権を逸脱した行為である。そして、仮に、上記目的で検査がされたとしても、検査によって知り得た事実を民事訴訟において自らが有利となるような目的をもって流用することは、上記目的を明らかに逸脱するから、本件行為は、同項により与えられた権限を逸脱する職権濫用行為である。

〈裁判所の判断〉

(1) ア Xの信書に対する検査が、刑事収容法127条1項所定の目的以外の目的で行われたことを認めるに足りる証拠はないため、信書検査自体が違法であるとすることはできない。

イ そこで、本件行為自体が違法となるかどうかを検討すると、刑事収容法127条1項は検査した信書の内容に関する情報をどのように用いるべきかについては規定していないから、同項によって本件書信表の公開が禁止されているとはいえない。したがって、本件行為が同項に違反する職権濫用行為であるとするXの主張は理由がない。

(2) 憲法21条2項が通信の秘密を保障していることからすれば、刑事収容法127条1項に基づく検査によりYが取得した情報は、自由に公開することが許されるものではなく、その公開が国家賠償法1条1項上違法とされる場合もあり得ると

解されるのであって、違法性を有するか否かは、その事実又は情報が公開されないことによって守られる法的利益と、これを公開する行為の目的、必要性、関連性、態様等を総合考慮して判断するべきである。

#### ア 原告の利益について

本件「書信表」が公開されることによって明らかにされる情報は、Xが、Xの父に対し、平成18年8月10日、30万円を現金書留で郵送し、その際、同30万円は刑務所内で使用するための金ではないので、三井住友銀行の口座に入金するよう依頼した信書を同封したことでであると認められる。同情報は、Xの私生活上の情報ではあるが、それを知った一般人が、同情報から他のXの私生活上の事実・情報を推知したり、当該情報を悪用したりするなど、Xが何らかの不利益を受ける可能性は極めて低い情報であるといえ、Xの私生活上の平穏が害されるおそれのある情報とはいえない。そうであれば、本件書信表の記載内容が原告のいわゆるプライバシーに当たるものとしても、これを公開されない原告の利益は、極めて軽微な利益であるといえる。

#### イ 被告の行為について

(ア) Yは、別件申立事件〔=訴訟上の救助の申立事件〕において、Xが訴えの提起の手数料相当額の金員を領置金として有していたにもかかわらず、これを宅下げすることで領置金を減らして無資力を装う一方で、刑務所外において資金を蓄え、訴訟上の救助の制度を濫用している事実を主張し、これを疎明することを目的として本件書信表を提出した。

本件書信表の記載は、原告に資力があることを疎明するために必要な部分に限られており、その他の部分にはマスキングがされ、記載内容を判読することができないようにされていた。本件意見書においては、本件書信表のうち判読することができる部分の一部のみが引用されていた。

#### (イ) 目的の正当性

民事訴訟法137条1項は、訴えの提起の際に手数料を納付することを原則とするが、憲法32条により保障された裁判を受ける権利を保障し、訴訟費用の支出が困難な当事者においても訴訟手続を利用できるようにするため、民事訴訟法82条以下には訴訟上の救助の制度が定められている。かかる民事訴訟法の趣旨にかんがみれば、上記認定した被告の目的は正当なもの認められる。

#### (ウ) 必要性

本件全証拠によっても、原告が宅下げをした目的は不明である。しかし、前提事

実及び上記認定した事実によれば、本件書信表は、原告が平成18年8月10日に少なくとも30万円を有していたこと、それを何らかの目的をもって父に宅下げし、三井住友銀行の口座への入金を依頼した事実を窺わせる証拠であるといえ、本件行為は、原告の資力の有無に関する判断の一資料となるものといえる。したがって、本件行為は、本件申立事件において、原告の資力の有無を判断し、ひいては訴訟上の救助の制度の濫用事実の有無を判断するために必要なものであったといえる。

#### (エ) 関連性

訴訟上の救助付与がされることは、訴えの被告とされた者に対して直接の不利益を与えるものではないが、訴えの提起の手数料納付の有無は訴えの適法性にかかわるものであり、訴訟の追行を可能にするものであるから、訴えの被告とされた者においては、訴訟上の救助の決定が適法にされたかどうかについて重大な利害関係を有しているといえる。したがって、別件事の被告でもあった被告には、別件申立事件においても、原告に資力があることを争うため、幅広く疎明資料を提出することが認められなければならない、関連性があるといえる。

#### (オ) 態様

前提事実及び上記認定した事実によれば、本件書信表及び本件意見書は、原告のいわゆるプライバシーに配慮した態様で提出されたものといえることができる。

ウ 以上によれば、本件意見書及び本件書信表を公開されないことによって守られる原告の利益は極めて軽微であるといえる一方、本件行為は、目的が正当であり、必要性及び関連性も認められ、その態様も相当なものであったといえる。

したがって、本件行為は、違法であるとすることはできない。

〔そのほかに、Xは、本件行為が国家公務員法100条1項に違反し違法な行為であると主張しているが、裁判所はこれには理由がないとして退けているので、その部分は割愛する(筆者)。〕

#### ② 東京高裁平成20年11月27日(①の控訴審)：棄却

原審(2)イ(イ)目的の正当性の部分を次のように修正している。すなわち、

民事訴訟法82条1項本文は、「訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、訴訟上の救助の決定をすることができる。」と規定している。そして、申立人は、このような訴訟救助の要件について疎明することを要し、相手方は訴訟救助の決定がされるか否かについて法律上の利害関係を有するから、上記疎明について意見書を提出したり、疎明資料を提出したりして争うことができ、訴訟救

助の決定がされた場合には即時抗告をすることもできる（民事訴訟法 86 条）。

被控訴人が行った本件行為は、別件申立事件が、控訴人のそれまでの訴訟提起及び訴訟救助付与申立ての状況、本件書信表の記載内容などから、訴訟救助の要件を欠くのではないかと、訴訟救助制度の濫用に該当するのではないかなどと考え、行ったものであり、その目的は正当であると認められる。

③ 東京高裁平成 21 年 1 月 7 日（平成 20 年（ネオ）第 970 号損害賠償請求上告提起事件、平成 20 年（ネ受）第 1042 号損害賠償請求上告受理申立て事件）：却下

「法定の手数料を収入印紙をもって納付すべき旨を命じ」たが、「上告人兼申立人はその期間内に納付しない」ため「却下する。」

## （二）「書信表」に関する事件：その 2

上記「その 1」の事件について上告受理が却下された平成 21 年 1 月 7 日の約 3 カ月後、同じ原告 X による、ほぼ同様の事件について、結論が逆となる地裁判決が確定したので、それをつぎに検討する。

④ 東京地裁平成 21 年 4 月 20 日（平成 20 年（ワ）3089 号損害賠償請求事件）：棄却・確定

前述の①東京地裁平成 20 年 4 月 18 日と同じ受刑者 X によって、同じような事件で損害賠償請求が提起され、同じ東京地裁において審理されたが、結論は逆に、刑務所がした裁判所への「書信表」提出につき違法性を認定した。事件の概略は以下の通りである。

原告 X は、自己に対する刑務所看守による暴行事件によって負った傷害につき、別に東京地裁に損害賠償請求（東京地裁平成 19 年（ワ）第 14126 号・棄却）を起こしたが、その訴訟について、民事訴訟法 83 条に基づき、同裁判所に対して訴訟上の救助を申し立て、これが認められた（東京地裁平成 19 年 6 月 22 日平成 19 年（モ）第 1789 号）。これに対して、X を収容する国（Y）は、民事訴訟法 86 条に基づき、その訴訟上の救助について即時抗告を申し立てたが棄却された（東京地裁平成 19 年 7 月 3 日平成 19 年（ラ）第 977 号即時抗告事件）。この即時抗告申立てにおいて、Y は、X が訴訟を提起するために必要となる費用を有することを疎明するために、疎明資料として、「書信表」を前述事件と同様に、不必要な部分にはマスキングなど施した上で、裁判所に提出した。

X は、このような行為は違法であると主張し、本件行為により蒙った精神的損害

100万円を賠償請求したのが本件損害賠償請求事件である。以下、この事件における当事者の主張および裁判所の判断を、判決から引用する。

## 第2 事案の概要

〈中略〉

### 3 当事者の主張

#### (1) 原告

本件行為は、受刑者処遇法94条1項〔=現行刑事収容法127条1項〕の定める刑事施設の規律及び秩序の維持等の信書検査の目的を逸脱し、Xの通信の秘密を侵害する違法行為である。Xは、本件行為により、裁判所から自身の資力に関し誤った判断をされ、記録閲覧制度の下、訴訟救助決定を得るために資力を偽る人物としての評価を受けることによって社会的信用を毀損された。また、本件行為は、Xに資力があると誤信した債権者から、Xの社会復帰後執拗な取立てを受けるおそれを招来するものであり、Xは、私生活上の平穏が害された。Xの被った精神的損害に対する慰謝料は、100万円を下らない。

#### (2) 被告

通信の秘密により、職務上知り得た通信に関する情報の漏えいを禁止されるのは、通信業務従事者だけであり、通信業務従事者には当たらない公権力がこれを行なっても、直ちに通信の秘密を侵害したとはいえない。

受刑者処遇法94条1項による信書の検査は、同条項に規定する目的を達成するため、憲法21条2項による通信の秘密の保障の例外として許容されるものであるところ、その結果、刑事施設の長が適法に取得した情報は、受刑者に対する適切な処遇の実施等の目的を達するため、刑事施設の長の裁量の範囲内で用いることが可能である。

本件行為は、別件訴訟救助申立事件において、訴訟救助制度の濫用を防止するという正当な目的の下、必要な部分を限定するなどの相当な方法によって、判断〔機関〕である裁判所に対して情報を開示したにすぎないから、受刑者処遇法の趣旨を逸脱するものでない。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 本件行為が原告の通信の秘密を侵害する違法行為か

(1) 通信の秘密は、表現の自由及び個人のプライバシーの保障の一環として、憲法21条2項後段によって保障された法的利益である。公権力は、原則として、

通信の存在、内容を調査してはならず、また、職務上知り得た通信に関する情報を外部に漏らしてはならないのであって、これに違反する行為は、同利益を侵害された個人との関係で、違法との評価を免れない。

受刑者処遇法 94 条 1 項は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施等の必要性から、受刑者の上記利益を制限し、刑事施設の長の指名した職員に信書の検査を認めるが、かかる規定は、上記のような拘禁及び処遇上の目的を達成する限度において認められた特別の規定というべきであって、同検査は、上記目的の範囲内でのみ適法となり、かかる検査によって取得した情報の使用もまた、同条項が規定する目的の範囲内でのみ適法となると解するべきである。

(2) 前提事実(4)及び(5)のとおり、被告は、本件書信表上の情報を取得し、これを本件即時抗告事件において、裁判所に対してその一部を明らかにした<sup>9)</sup>。

ところで、訴訟救助決定は、訴え提起手数料等の支払猶予等の効力を有し、訴え提起手数料等の支払義務を履行することなく訴訟の追行を可能にするものであり、これに対する即時抗告が容れられ原決定が取り消された場合、原告がかかる利益を受けることができず、訴訟上不利な結果がもたらされる。このことは、訴訟上、被告に有利な結果となる。

そうすると、本件行為の目的が被告の訴訟上の利益を図ることにあることを否定することはできず、同目的は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施等とは無関係であって、本件行為に訴訟救助制度の濫用の防止という側面があることを考慮しても、本件行為が受刑者処遇法 94 条 1 項の目的に適用ものと解することはできない。

したがって、本件行為は、通信の秘密に対する侵害行為として、違法と評価せざるを得ない。

なお、被告は、通信の秘密が保障する漏えい行為の禁止は、その対象を通信事業従事者とするもので、通信事業従事者に該当しない公権力は、直ちに同行為を禁止されるわけではない旨主張するが、憲法がその対象から公権力を除外していると解する合理的理由は何ら存しないのであって、上記主張は、被告独自の見解というほかなく、採用することができない。

## 2 損 害

上記のとおり、本件行為は違法なものであるが、被告が本件写し及び本件申立書を提供した先は裁判所だけであり、本件書信表上の情報が広く公衆の知るところとなるわけではないこと、被告が裁判所に対して提供したのは、信書そのものや信書

の記載事項をそのまま引用した文書ではなく、その要旨等を記載した書信表の写しに一部マスキング加工を施したものと及びその記載事項の一部を引用した即時抗告申立書にすぎないこと、本件写し及び本件申立書から明らかになる事実は、原告がその父親に金銭を要求した結果、父親から原告に対して現金 40 万円の差入れがあったこと、原告が父親に対して現金 30 万円を宅下げし、銀行へ入金するよう依頼したこと及び原告が父親と東京地方裁判所に対して何らかの内容の信書を発送したこととでしかなく、これらが外部に明らかになったとしても原告が著しい精神的苦痛を受けるとは認め難いこと、原告の主張する裁判所から資力に関し誤った判断をされるおそれは、真に原告に資力がなければ原告自身が適切に反論することによって解消することができるし、記録閲覧制度の下、訴訟救助決定を得るために資力を偽る人物としての評価を受けるおそれや原告に資力があると誤信した債権者から原告の社会復帰後執拗な取立てを受けるおそれは、いずれも抽象的で実現可能性の低いものにすぎないことにかんがみれば、原告の受けた精神的損害は、ごく軽微であって、金銭的な評価に値しないというべきである。

#### 四 「監獄法」と「刑事収容法」の下における 事案の相違

「その 1」「その 2」事件においては、「監獄法」の下における裁判例として検討したいくつかの事件とは、態様が相当異なる。つまり、「監獄法」の下の判例として見た事件は、受刑者の発受に係る信書自体の一部が抹消されたり、発受自体が禁止されたりする制限に関するものであったが、「その 1」「その 2」事件では、受刑者の信書自体の発受はすでに完了しているが、信書の検査時に刑務所職員が作成した、信書に関する一定の情報と信書内容の要旨を、「書信表」の写しとして裁判所に提出した点において、大きく異なるのである。しかし、信書の検査の正当性および同検査から得られた情報の取り扱いにおいて、刑務所によるこれら行為が、X の「通信の秘密」に対する侵害と認められるか否かが問われている点は、先の諸事件と同様である。

「監獄法」の下の諸事件では、裁判所は「相当の蓋然性」の基準を用いて、受刑者の通信などに対する制限について、同法が当初求めていたと考えられる基準よりもかなり厳格な審査を行っていたが、「刑事収容法」施行後は、第 127 条 1 項で

「刑事施設の規律及び秩序の維持，受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合」に例外的かつ限定的に、「信書検査」という方法で、信書の秘密に対する制限が可能とされることになったため、本件の「信書検査」においても、この要件を満たすか否かが問われることになった。そこでXは、同法127条1項の目的以外で「信書検査」が行われたと主張したが、判決においては、「信書検査」自体が所定の目的以外の目的で行われたと認めることはできないとしてこれを退けている。そもそも「信書検査」に関する同条は、受刑者が発受する信書がどのようなものか、つまり「施設の規律及び秩序の維持，受刑者の矯正処遇の適切な実施」に差し障りがあるかないかについては、信書を開けてみなければわかりえないという性質上、一般的な「信書検査」の必要性を認めるために存在する規定であると言えよう。したがって、むしろ重要になるのは、検査の結果、問題があるとされた信書をどのような扱いにするのか、つまり発受禁止、削除または抹消とするのか、また、同検査で得られた情報を「書信表」にまとめた上で、それをどのように扱うかということである。本件において提起されている問題は、そのうちの後者、「書信表」の扱いに絞られることになる。

## 五 「信書検査」と「書信表」との区別

そこで、つぎに、この点を検討しよう。「信書検査」によって得られた情報は、信書というものの性質から、当然、相当に個人的なものであり、「その1」事件の「東京地裁平成20年4月18日判決」で裁判所が言うように、刑事収容法127条1項がたとえ「検査した信書の内容に関する情報をどのように用いるべきかについては規定していない」としても、ただちに同判決のように、「本件書信表の公開が禁止されているとはいえない」とまで言い切ることができるか否かは、疑問を禁じえない。もっとも、「禁止されているとはいえない」と述べたすぐ後に、判決は、「憲法21条2項が通信の秘密を保障していることからすれば……自由に公開することが許されるものではな」とし、「違法性を有するか否かは、その事実又は情報が公開されないことによって守られる法的利益と、これを公開する行為の目的、必要性、関連性、態様等を総合考慮して判断」すべきとして、憲法21条2項の「通信の秘密」の憲法的要請を受けて刑事収容法127条を解釈する必要性を述べ、信書に関する情報を記載した「書信表」の公開の正当性を認めるに当たっては、ある程度

厳格な基準を満たすことを要求しているのである。そしてこの基準について同判決は、「違法性を有するか否かは、その事実又は情報が公開されないことによって守られる法的利益と、これを公開する行為の目的、必要性、関連性、態様等を総合考慮して判断」するとして「総合考慮」の手法を採用したのである。こうして、「信書検査」によって得られた受刑者に関する情報を公開することについては、ある程度厳格な判断基準を条件に、公開が認められる場合があることを示唆したのである。

ところが「その2」事件の「東京地裁平成21年4月20日判決」においては、現行刑事収容法127条1項の「信書検査」およびそこで得た情報については、同条項で規定する「刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施等の必要性から、受刑者の上記利益〔＝信書発受〕を制限し、刑事施設の長の指名した職員に信書の検査を認めるが、かかる規定は、上記のような拘禁及び処遇上の目的を達成する限度において認められた特別の規定というべきであって、同検査は、上記目的の範囲内でのみ適法となり、かかる検査によって取得した情報の使用もまた、同条項が規定する目的の範囲内でのみ適法となると解するべき」として、「刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施等の必要性」という目的を、憲法21条2項の通信の秘密の保障から、「平成20年4月18日判決」よりも相当厳格に解釈し、その目的に該当しない場合には、目的を逸脱した行為として違法性を帯びるとする。それでは、「その2」事件における国、刑務所が、即時抗告の疎明資料として「書信表」の一部の写しを裁判所に提出する行為は、どのような目的によるものであると認定したかという点、Xが訴訟上の救助を認められず、その利益を得ることができないことによって「被告の訴訟上の利益を図ることにあることを否定することはできず、同目的は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施等とは無関係である」と言う。つまり、Xがこの制度から利益を得られなくなることに伴う相対的（または反射的）利益をYは得ると言うのである。なお、訴訟上の救助の問題については、つぎの項で言及したい。

## 六 「東京地裁平成21年4月20日判決」の特異性

この判決で注目すべき点は、結果の相違だけではなく、「その1」事件での地高裁判決の判断枠組みを崩し、新たなそれを設定している点である。仮に、憲法21

条2項の趣旨から、刑事収容法127条1項の目的を厳格に解釈して、できる限り受刑者の通信の秘密を保障することが正当な解釈であるとしても、同一時期の先例をほぼ無視することは正当と考えられるのか、疑問を払拭することは困難である。また、「その1」事件の「平成20年4月18日判決」は、「信書検査」それ自体と、「信書検査」から得られた情報の扱いについては別の問題として区別して議論を行い、後者について総合考慮を用いたが、「平成21年4月20日判決」はそもそも区別することなく、「書信表」を裁判所に手続として提出するという行為が、「信書検査」の目的に適合しないので、違法と断じている点も、はたして妥当なのか、検討しなければならない。以下、この点を見ていこう。

### (一) 「信書検査」自体と「書信表」の提出

「監獄法」の下において確立していた「相当の蓋然性」の基準は、「監獄内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者の改善、更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められる場合に限り」信書発受の制限が可能であるとし、「監獄法」の規定における原則と例外を入れ替えるような厳しい基準を刑務所に課すとした。しかし「刑事収容法」においては、原則的に信書発受を認め、一定の場合に制限を課すのみとしている。このことからすると、信書発受の制限については「相当の蓋然性」の基準よりもさらに厳しい基準が設定され、刑務所の裁量はさらに狭くなったと理解するのが正当であろう。したがって、信書発受の制限について、その要件等を定めた規定を厳格に解すること自体に問題はない。しかし、注意しなければならないのは、そのような基準の適用は、信書の発受そのものについての制限に関してであり、「その1」「その2」の事案のように、それら発受の禁止や削除、抹消などの制限の前段階としての、「信書検査」およびその検査の果実としての「書信表」に関するものとは、態様や性質を異にしている点である。つまり、「その1」「その2」の事案において、Xの信書は、「信書検査」を受ける以外、何ら制限を受けることなく、発受されている。したがって、発受と、「信書検査」および「書信表」の扱いについては異なるものとして考えるべきであろう。ところが、この「その2」事件「平成21年4月20日判決」は、「信書検査」と、そこから得た情報の使用に関する違法性に関して、「信書検査」は、第127条1項の「目的の範囲内でのみ適法となり、かかる検査によって取得した情報の使用もまた、同条項が規定する目的の範囲内でのみ適法となると

解するべき」として、「信書検査」自体とそこから得た情報、つまり「書信表」の使用についてとをまったく区別していない。そして、「書信表」を即時抗告の疎明資料として裁判所へ提出する行為は「信書検査の目的」からの逸脱が認められるから、違法だとする。もっとも、この点について、先の「その1」の「平成20年4月18日判決」のように、「検査した信書の内容に関する情報をどのように用いるべきかについては規定していないから、同項によって本件書信表の公開が禁止されているとはいえない」とまでは断言しえないにしても、「信書検査」自体とまったく同様の目的の範囲内でなければ直ちに違法となるほど、厳格であるべきと言えるかについては疑問である。そのため「その1」の「平成20年4月18日判決」では、「書信表」を裁判所に提出することについて、「公開する行為の目的、必要性、関連性、態様等を総合考慮して判断」という、妥当な基準に至ったのである。

## （二） 即時抗告のための疎明資料としての「書信表」提出

「その1」の事案において国Yが「書信表」の写しを裁判所に提出したのは、「意見書」という形式であって、即時抗告という正式な手続においてではなかった。他方の「その2」の事案では、国は、「意見書」としてではなく、即時抗告の疎明資料として「書信表」の写しを提出している点が「その1」事案とは異なっている。そこで、本来であれば、正式な訴訟手続である民事訴訟法86条の規定に従って即時抗告として提起されてきた「その2」の事件においてこそ、裁判所は、その国の行為の適否について、より慎重に議論をすべきところ、先のように刑務所の「本件行為の目的が被告の訴訟上の利益を図ることにあることを否定することはできない」として、かなり簡単に刑事収容法127条1項の目的に適合しないとした。また即時抗告によって国が得る利益について、即時抗告が容れられれば、「原告[X]がかかる利益〔=訴え提起手数料等の支払義務を履行することなく訴訟の進行ができること〕を受けることができず、訴訟上不利な結果がもたらされる。このことは、訴訟上、被告に有利な結果となる」として、国の即時抗告の意図を推測して補強的に「書信表」提出が目的外であると言う。しかし、即時抗告によるXの訴訟上の救助付与決定取り消しによって、国が得ると判決が言うこの「訴訟上の利益」自体、さしたるものではないから、そのために国がわざわざ即時抗告をするのか疑問が生ずる。というのも、弁護士費用等はこの訴訟上の救助の対象にはならないので、仮にXが、自らの主張を有利にするために弁護士の支援を得ようとすれば、

通常通り自費で弁護士費用を支払わなければならない。しかし、もし弁護士費用を支払うことができるというのが事実であれば、Xに訴訟上の救助は認められない。なぜなら、Xは弁護士費用どころか、訴訟費用を支払えないから訴訟上の救助を求めているので、訴訟上の救助が認められた場合、Xは弁護士を雇うことはできず、本人訴訟をせざるを得ないのだから、訴訟上Yが利益を得ることはないのである。

では、Yが即時抗告を申し立てることの意味は何か。その理由をあえて挙げるとすれば、つぎのようなことであろう。つまり、Xに訴訟上の救助が認められれば、Xに対して訴訟費用は当面猶予されるから、Xは訴訟費用を工面する面倒を回避しつつ訴訟を遂行し、それに勝てば国から賠償を得ることができる。他方、仮に負けたととしても、敗訴した原告に訴訟費用を国が請求することは実質的にできず、Xはこれを免除されることにおそらくはなるため、Xにとって失うものは何もない。このような方法で、さらに別の訴訟をXは提起することができるので、通常、一般人が国を相手に争う場合との比較において、不平等にXに有利となるが、このような方法に国としては目をつぶることはできないから、せめて即時抗告によって、原告が訴訟費用を払える状況にあるにもかかわらず払わずに訴訟を遂行することは不正である、と主張するということである。そして、おそらくそのような事態について、裁判所もある程度は認識していたがために、判決はつぎのような表現となったのであろう。「本件行為に訴訟救助制度の濫用の防止という側面があることを考慮しても」やはり、「〔刑事収容法 127 条 1 項の〕目的に適うものと解することはできない」と。

### (三) 民事訴訟法 86 条即時抗告の可否に関して

つぎに、Yが裁判所に対して「書信表」を提出した目的の正当性および必要性に関連して、民事訴訟法 82 条の訴訟上の救助の制度、および、その付与決定に対する同法 86 条の即時抗告について、必要な範囲で触れておきたい<sup>10)</sup>。

民事訴訟法 82 条は、

- ① 「訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、訴訟上の救助の決定をすることができる。ただし、勝訴の見込みがないとはいえないときに限る。」
- ② 「訴訟上の救助の決定は、審級ごとにする。」

と定め、憲法 32 条の裁判を受ける権利を経済的な側面から支える制度として訴訟上の救助の制度を用意している。ただし、この制度の濫用を阻止する方法もあって、民事訴訟法 84 条は「訴訟上の救助の決定を受けた者が第 82 条第 1 項本文に規定する要件を欠くことが判明し、又はこれを欠くに至ったときは、訴訟記録の存する裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、決定により、いつでも訴訟上の救助の決定を取り消し、猶予した費用の支払を命ずることができる。」とする。また、同法 86 条は、「この節に規定する決定に対しては、即時抗告をすることができる。」と規定し、同法 82 条訴訟上の救助付与の決定を含む同節の諸決定について不服のある者が申し立てる手段を用意している。そして、即時抗告ができる者の範囲を同条は特に限定してはいない。

しかし、この民事訴訟法 86 条の即時抗告の申立てに関して、訴訟の相手方当事者は、訴訟上の救助の決定により何らかの負担を命じられたり、直接的な経済的不利益を蒙ったりするわけではないので、訴訟上の救助の決定に対して即時抗告が許されるかどうかについて、学説・判例において見解が分かれてきた<sup>11)</sup>。判例の動向については当初、積極説が占め、昭和 59 年代から制限説が多くなったが、平成には積極説が大半となっている<sup>12)</sup>。最近の判例では、最高裁第 2 小法廷平成 16 年 7 月 13 日決定が、① 民事訴訟法 86 条が即時抗告の対象から訴訟上の救助決定を文言上排除していない、② 民事訴訟法 84 条は、利害関係人に救助の決定の取消しについて申立権を認めている、③ 訴訟の相手方当事者は、訴訟上の救助の決定が適法にされたかどうかについて利害関係を有する、という三つの理由から、相手方当事者の抗告権を認める積極説を取ることを明らかにしたため、実務上、積極説が定着するものと考えられている<sup>13)</sup>。このような判例の動向の中で、「その 2」事件において、X に対する訴訟上の救助付与決定について、Y が民事訴訟法 86 条に基づき即時抗告を申し立てること自体に問題はないであろう<sup>14)</sup>。しかし、そこで問題になりうるのは、即時抗告をするに当たって、Y がどのような情報を疎明資料として提出することが許容されるか、という点である。

これに関して、積極説の立場からは、訴訟救助申立人からの一方的な情報に基づいて裁判所は判断するため、誤った判断に導かれる可能性があり、それを避け、裁判所が「正当に判断するためにも、相手方に意見陳述の機会を与え、疎明資料の提出を求めることを積極的に行なうことを考えてもよいのではなかろうか……そして、このようにして両当事者から提供された情報を基に、裁判所は訴訟救助の要件の有無をより正確に判断しうることになると思われる」<sup>15)</sup>とされる。

このような積極説の考えを前提にすると、「その2」事件「平成21年4月20日判決」において、判決が「書信表」の提出は、刑事収容法127条1項の「信書検査」の「目的」から逸脱するから違法であると単純かつ一刀両断的に判断した点は、むしろ批判されるべきで、資力があるにもかかわらず訴訟上の救助の申立てをするXの行為に対して、当事者としてYは、必要な疎明資料を提出することが認められるし、またそれが求められると言わなければならないであろう。ただし、疎明資料として何の制限もなくあらゆるものを提出できるか否かは検討の余地がある。つぎにその点を検討しよう。

#### (四) 疎明資料の提出に関して

即時抗告について、最高裁の判例に従い積極説に立って検討する限り、Xの訴訟上の救助の申立てに対して、Yは即時抗告することが認められ、それが認められる以上、Xの申立てに関して有する情報を疎明資料として裁判所に提出することは、即時抗告を申し立てる当事者としてむしろ必要なことである。この点については、「その1」事件の控訴審である東京高裁平成20年11月27日も、前記のとおり、Yの「意見書」に関して認めているところである。もちろん、疎明資料提出の際に、Xの信書に関する情報について、何の配慮もすることなく、漫然とすべての資料、つまり「その2」事件にあつては、Xに関する「書信表」にまったくマスキングすることなく、すべてを提出するなどの状況があれば、違法の疑いは免れないであろう。しかし、「その2」の事案においては、「その1」の「意見書」においてと同様に、即時抗告の疎明資料として必要な限度においてのみの情報を提出するべく、「書信表」上、不必要な部分についてはすべてマスキングを施しているのであり、その態様は適切であったと評価できよう<sup>16)</sup>。

#### (五) その他の論点に関して

さらに、憲法32条の裁判を受ける権利との関係では、訴訟費用の負担が困難な者に対して、これを実質的に経済的観点から支えるための制度が民事訴訟法82条の訴訟上の救助の制度であるから、訴訟救助の対象は、訴訟費用等の支払いが困難な者に限定され、支払いが可能なのは、当然支払わなければならない。したがって、訴訟上の救助の申立てに対して、相手方当事者が即時抗告を行い、仮にそれが

認められて申立人が訴訟上の救助を受けられないことになったとしても、それは裁判所が、申立人に支払い能力があると判断したからであり、即時抗告をすることが、訴訟救助申立人の裁判を受ける権利を侵害することにはならない。

また、通信の秘密について、信書の発受を認めない、または、信書の一部を抹消・削除するなどの制限と、その内容の要旨をごく簡単に再構成したものとを区別し、後者についても信書の自由または秘密の保障が及ぶとしても、それはまったく無制限のものではなく、一定の条件の下で制限が及ぶと解するべきであろうし、実際にそのように理解されてきたはずである。そして、その条件の一つが、「その1」事件の東京地裁平成20年4月18日および控訴審東京高裁平成20年11月27日が示した、ある程度厳格な総合考慮である。つまり、「事実又は情報が公開されないことによって守られる法的利益と、これを公開する行為の目的、必要性、関連性、態様等」を考慮するというものであり、刑事収容法127条1項等の下で得られた信書に関する情報の取り扱いとして、妥当な基準であると思われる。

最後に、それでは「その2」事件の平成21年4月20日東京地裁判決がなぜこのようにやや不可解な議論をしたのかについて、推測の域を出ないものの、若干触れておく。この判決において裁判所は、つぎのように現実的紛争解決を図ったのではないか。つまり、刑務所に行った「書信表」の裁判所提出行為の違法性を認めれば、Xは自己の最大の命題は達成されたと考えるであろう。もっとも、損害賠償請求自体については、「原告の受けた精神的損害は、ごく軽微であって、金銭的な評価に値しない」として棄却するので、Xは控訴しうる立場にあることになるが、「その1」事件がすでに確定していることを原告として当然知っているから、控訴〔またその後上告〕しても自分に勝ち目はないと判断でき、おそらく控訴しない。他方、刑務所側は損害賠償について勝ちを得ることによって、控訴の資格はない。したがって、双方とも控訴することなく紛争自体は終結し、この地裁判決が確定するから、判決で「その1」事件の地高裁判決の枠組みに従う必要はなく、独自の見解と言われてもそれを通すことが可能である、と<sup>17)</sup>。

## 七 結 語

本稿においては、受刑者の通信の秘密をめぐる新旧の判例の検討から、つぎのような課題が浮かび上がり、それらについて考察をした。すなわち、特に「監獄法」

の下で合憲性が問われた信書の発受および削除・抹消など信書自体に対する制限と、それらの前提となる「信書検査」によって得られた情報とを峻別した上で、後者については、通信（＝信書）そのものではなく、通信の周辺（＝信書の内容を第三者が要約したもの）に関するものと位置づけ、通信の周辺の自由が訴訟等の司法手続上何らかの制約を受ける場合の制限要件の審査に当たっては、前者に対する制限の基準とは異なる基準（＝総合考慮）でも妥当とされるのではないか、ということである。またこのことは、受刑者の外部交通に関する一般条項である刑事収容法110条の文言「適正な外部交通が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものであることに留意しなければならない。」および、信書の制限に関する同法129条1項6号「発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。」に照らし合わせると、さらに妥当と思われる。つまり、信書発受は「改善更生及び円滑な社会復帰」「矯正処遇の適切な実施」に役立つことが重要であるから、それに反するようなものについて明文で列記した上で制限可能なのである。本件においては、おそらくは訴訟上の救助を付与される資格がないにもかかわらず、損害賠償請求訴訟を遂行するためにこれを申し立て、その制度を濫用するおそれのある受刑者の信書発受に関し、刑務所は「書信表」の必要個所のみを裁判所に提出したのであり、それはとりもおさず、裁判手続の一つである訴訟上の救助を濫用させず、本人に「更生改善」を促し、「矯正処遇の適切な実施」を受けさせるために、必要であるとの判断によるものである。もっとも、それでも「書信表」を信書自体の秘密の保障と同一レベルで捉え、「矯正処遇の実施に支障を生ずるおそれの認定には、その現実的危険の存在を具体的な根拠に基づいて行う必要がある」として、「現実的危険の存在」という相当厳格な要件が必要であるとすれば、裁判所への提出であっても問題性は残るであろう<sup>18)</sup>。

以上本稿では、「監獄法」の下で争われた事案のような、信書の発受やその他削除・抹消など信書自体に対する直接的な制限には焦点を当てず、いわばその周辺的な自由が、即時抗告という裁判手続において制限されるという状況について考察したわけだが、今後、現行の「刑事収容法」の下で、そのような直接的な制限について問題となり争われた場合において、どのような判断を裁判所がするかについて検討することを、今後の課題としたい。

#### 注

- 1) 「特集 行刑の現状と課題——刑事収容施設法施行後の検証」法時80巻9号、名

取俊也「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の概要」ジュリ 1298号 11頁など。

- 2) 平成5年(オ)第2005号損害賠償請求事件, 最高裁判所裁判集民事 188号 141頁。
- 3) 平成10年4月24日判決に関する評釈として, 竹中勲「受刑者の新聞・信書等の一部抹消と憲法21条」民商法雑誌 121巻2号, 西尾憲子「受刑者の受信した信書及び発信した信書の一部抹消について憲法21条に違反しないとされた事例」法学新報 109巻3号 203頁, 土井政和「受刑者の受信・発信した信書の一部抹消と憲法二一条」ジュリ臨増 1157号 199頁など。また, 「よど号最高裁判決」については, 憲法判例百選Ⅰ〔第5版〕38-39頁。
- 4) 平成15年(オ)第422号, 平成15年(受)第428号損害賠償請求上告事件, 最高裁判所裁判集民事 219号 947頁。この判決に関する評釈として, 正木祐史「受刑者の信書発信に対する不許可処分と憲法・監獄法の解釈」法セ 618号 119頁, 井上禎男「刑務所からの信書発信制限の違憲・違法: 熊本刑務所訴訟上告審判決」法セ 619号 115頁, 榎透「監獄法46条2項の憲法適合性」法学教室 318号別冊附録(判例セレクト 2006) 10頁, 神橋一彦「監獄法における信書発信制限の合憲限定解釈」民商法雑誌 135巻4=5号 812頁, 阿部和文「受刑者が新聞社等に充てた信書発信を刑務所長が不許可としたことが裁量権の濫用に当たるとして国家賠償請求が認められた事例」自治研究 84巻9号 146頁, 平城恭子・判タ 1245号 81頁(平成18年度主要民事判例解説)など。
- 5) 正木, 前注, 法セ 618号 119頁。
- 6) 判例集未登載。参照, 緑大輔「刑務所からの信書発信の制限が監獄法および国家賠償法上違法と判断された事例」『速報判例解説〔2〕〔法セ増刊〕』(日本評論社, 2008) 245-248頁。
- 7) もっとも, 学説には, このような合憲限定解釈について批判的な立場もある。正木, 前出注4), 井上, 前出注4), および, 阿部, 前出注4) 154頁など参照。
- 8) なお, 本件において問題となった「書信表」の「許否その他」欄に, 「平成18年8月10日発送」との記載, 「書信の要旨」欄に「領置金30万円送金会計扱」, 「刑務所内で使用するためのお金ではありません。三井住友の方へ入金して下さい。」との記載, 「発受信者の身上及び本人との関係」欄に「父」, 「現金書留」との記載がある。
- 9) 本件で裁判所に提出された「書信表」においては, 判決中で明らかにされているところだが, つぎのような記載であった。「ア ① 発第187号, ② 平成18年8月3日発送, ③〔空欄〕, ④ 父, ⑤ 郵便書簡 イ ① 受第129号, ② 平成18年8月4日交付, ③「現金40万円, 会計扱い, お前からのやんやの催促で」, ④ 父, ⑤ 現金書留 ウ ① 発第188号, ② 平成18年8月4日発送, ③〔空欄〕, ④ 東京地方裁判所, ⑤ 封書 エ ① 発第189号, ② 平成18年8月10日発送, ③「領置金30万円送

金会計扱、刑務所内で使用するためのお金ではありません。三井住友の方へ入金して下さい。」、④ 父、⑤ 現金書留」(なお、①～⑤の番号は、本稿本文の「その1」の〈事実の概要〉において、「書信表」記載内容を説明した番号に対応する)。

- 10) 民事訴訟法についてはもとより門外漢であるから、受刑者の通信の自由が即時抗告に関連して問題となっている限りにおいて言及するにとどめる。
- 11) 小島浩「訴訟上の救助の決定に対し訴訟の相手方当事者が即時抗告をすることの許否」判タ 1215 号 (2006.9.25)、我妻学「訴訟上の救助の決定に対して、訴訟の相手方当事者は、即時抗告をすることができる (平成 16.7.13 最高二小決)」私法判例リマークス [32] 104 頁、岡田幸宏「訴訟救助の決定に対する訴訟の相手方による即時抗告の可否」平 16 重判解 (ジュリ 1291 号) 134 頁など。
- 12) 小島、前注 209 頁。
- 13) 我妻、前出注 11) 104 頁、岡田、前出注 11) 134 頁。また岡田 135 頁は、「訴訟上の救助が、裁判を受ける権利の一つの具体化であることを積極的に評価すれば、制限説にとどまる必要はなく消極説に与すべきと考えられよう」として、消極説を採用。なお、古い文献としては、松山恒昭「訴訟救助に関する若干の問題」判タ 668 号 (1988) 8 頁が、訴訟救助の問題を網羅的に分析して積極説を採用している。
- 14) もちろん、消極説の立場からは、そもそもこのような抗告をすることが問題だが、それについては当面考察の対象とせず、平成 16 年最高裁判決の見解に従って抗告が認められることを前提とする。
- 15) 松山、前出注 13) 20 頁。
- 16) また、「代替性がないこと」についても Y は主張し、X の他の資力については Y は知りえないため、「書信表」によって得られる情報を疎明資料とする以外の方法はなかったとしたが、判決ではこれについて触れられていない。
- 17) または、これも推測の域を出ないが、Y に訴訟戦略上誤りがあったのかもしれない。たとえば、判決の「事実及び理由」「第 2 事案の概要 3 当事者の主張 (2) 被告」において要約されているところでは、Y はつぎのように主張している。すなわち、「通信の秘密により、職務上知り得た通信に関する情報の漏えいを禁止されるのは、通信業務従事者だけであり、通信業務従事者には当たらない公権力がこれを行なっても、直ちに通信の秘密を侵害したとはいえない。」と。もちろん、一般の通信業務従事者が通信の秘密を侵してはならないことは、郵便法 9 条 2 項、電気通信事業法 4 条 2 項などで法律上禁止されている以上、論ずるまでもないが、憲法 21 条の規定が公権力を対象にしていることも、一般的には、議論の余地はない。それにもかかわらず、このような主張をすることに、どれほどの意味があるのだろうか、疑問に思う。
- 18) 緑、前出注 6) 248 頁。また、佐藤幸治によると、「『通信の秘密』とは、封書の内容および開封の書状・葉書などの秘密のみならず、電信電話の秘密をも包摂する観

念である。さらに、通信の存在自体に関する事柄、すなわち信書の差出人・受取人の氏名・住所、信書の差出回数・年月日など……も『通信の秘密』の内容をなす（『憲法〔第三版〕』（青林書院、1995年）576頁）。つまり「封書の内容」も「信書の差出人」その他も、同一レベルで憲法21条2項により保障されるかのようである。しかし、「書信表」を含む受刑者各人の情報を綴った『身分帳』は、弁護士法23条の2第2項、刑事訴訟法279条、民事訴訟法186条などを根拠にして、弁護士会および裁判所からの照会に応じて、資料提示することが認められているようだが、このような手続との関係でも、即時抗告に必要な範囲に限定して「書信表」にマスキングを施し、その一部分を裁判所に提示することだけを、問題としなければならぬとは考えにくい。なお、『身分帳』の記載事項は、以下のように多岐にわたる（「書信関係」は、下記52）（電子政府「被収容者身分帳簿」から）。

(1) 表紙・身体等調査表・指紋原紙等関係 1 本籍, 2 住所, 3 職業, 4 氏名(性別), 5 生年月日, 6 犯数, 7 入所度数, 8 直近前科, 9 施設名, 10 称呼番号, 11 入所年月日(未決の入所事由), 12 勾留請求年月日, 13 勾留状発布年月日, 14 担当検察庁, 15 公判請求年月日, 16 事件名, 17 確定判決言渡年月日, 18 判決確定年月日, 19 確定判決言渡裁判所, 20 判決罪名, 21 刑名刑期, 22 通算裁定日数, 23 通算法定日数, 24 共犯符号・人員, 25 刑期起算日, 26 刑期終了日, 27 仮釈放当日, 28 釈放年月日, 29 釈放施設, 30 釈放事由, 31 被疑勾留期間及び延長関係, 32 勾留期間及び更新関係, 33 接見等禁止決定関係, 34 裁判経過等, 35 指紋原紙関係, 36 入出所調査票関係, 37 緊急時の連絡先, 38 入所及び移送受送関係, 39 入出所時指紋押捺関係, 40 写真, 41 写真撮影年月日(当年齢), 42 身体特徴

(2) 処遇調査票・作業工場舎房指定表・視察表・行刑成績考査表・接見表・書信表等関係 1 称呼番号(以下54まで受刑者のみ), 2 氏名(性別), 3 年齢, 4 犯数, 5 入所度数, 6 入所年月日, 7 入所事由, 8 施設名, 9 処遇指標等, 10 処遇指標等決定年月日, 11 写真, 12 処遇調査関係, 13 特記事項, 14 身上調査書送付年月日・送付庁名・あて先, 15 通称・別名, 16 年齢(生年月日), 17 本籍, 18 帰住予定地, 19 引受人の状況, 20 確定判決言渡年月日, 21 判決確定年月日, 22 確定判決言渡裁判所, 23 罪名, 24 刑名・刑期, 25 通算法定日数・裁定日数, 26 執行済刑期, 27 罰金の額・納未納, 28 刑期起算日, 29 刑期終了日, 30 応当日, 31 執行関係の特記事項, 32 参考事項, 33 犯罪の概要及び動機・原因, 34 犯罪性の特徴, 35 共犯者の状況, 36 被害者の状況, 37 精神状況, 38 身体状況, 39 将来の生活設計, 40 家族その他の生活環境, 41 生活歴(生育歴・教育歴・職業歴・非行歴・犯罪歴), 42 総合所見, 43 処遇情報, 44 処遇経過関係, 45 保護関係, 46 処遇調査票に編てつする資料等, 47 作業工場舎房指定関係, 48 動静関係, 49 懲罰関係, 50 行刑成績考査関係, 51 接見関係,

52 書信関係, 53 入所時感想録, 54 誓約書, 55 受刑者出所調査票の写し, 56 仮  
釈放申請書, 57 仮釈放許可決定書

〔付記〕 本稿は、平成 21 年度科学研究費補助金（基盤研究（C））に基づく研究成果  
の一部である。